平成２４年（フ）第１０２４号
横浜市南区井土ケ谷上町24番８号　タウンズフェルト101号
債務者　高橋　志朗
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月18日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２５号
横浜市南区井土ケ谷上町24番８号　タウンズフェルト101号
債務者　高橋　則子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月18日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６５号
埼玉県新座市新座２丁目８番17号
債務者　奥　　徳隆
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　健司
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
静岡県磐田市小島338番地３
債務者　中澤　孝代
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松奈緒美
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６４０号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目２番25―1110号
債務者　下原　康夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　竜一
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月15日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８８号
横浜市鶴見区岸谷２丁目21番18号
債務者　佐藤　晋一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８９号
横浜市鶴見区岸谷２丁目21番18号
債務者　佐藤なな子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４号
相模原市南区相模大野８丁目２番３号　プライマリー相模大野801
債務者　荒牧　秀行
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　栄二
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月９日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３２４号
兵庫県西宮市荒戎町３番６号
債務者　安藤邦江こと　安藤　邦江
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２号
新潟県上越市大町３丁目３番10―204号ダイアパレス高田大町204号
債務者　星野　優子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　幸知
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３５号
広島県尾道市美ノ郷町三成359番地29
債務者　矢嶋　成行
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成廣　貴子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
広島県尾道市天満町17番12―54号
債務者　廣川　英一
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山脇　将司
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
宮崎市瀬頭２丁目７番26号　サンコーポ21―203号
債務者　黒岩　良一
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江島　　寛
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
宮崎地方裁判所破産係